

先物・オプション取引に係る取引最終日に関するコンティンジェンシー・プラン

2014年3月24日制定

2023年5月29日改正

株式会社大阪取引所

株式会社東京商品取引所

株式会社日本証券クリアリング機構

本プランは、先物・オプション取引に係る取引最終日¹において、緊急の事由により立会が停止された場合における取扱いを明らかにするものである。

I. 基本的な考え方

1. 国債証券先物取引（現物先物取引）

国債証券先物取引のうち現物先物取引については、最終建玉のすべてを受渡決済することとした場合の決済物件（現物国債）及び決済代金の調達に伴う市場の混乱の可能性等を考慮し、建玉整理の機会を設けるため、受渡決済期日を変更しない範囲で取引最終日を繰り延べる。

2. 商品先物取引（現物先物取引）

商品先物取引のうち現物先物取引については現行実務において受渡決済期日までに必要な手続きを処理する時間が限定的である事情等に鑑みて、取引最終日の繰延べは行わずに差金決済への移行により対処することとする。

※ その他の先物取引については、最終決済方式が差金決済であることから、取引最終日の繰延べは行わない。

※ オプション取引については、取引最終日を繰り延べた場合、権利行使日等も繰り延べることとなるほか、オプション価値に予期せぬ変動を生じさせることとなるなど、その商品仕様に大きな影響を与える可能性等があるため、取引最終日の繰延べは行わない。

¹ 東京商品取引所で取扱う商品先物取引のうち現物先物取引においては、納会日をいう。（以下、同じ。）

II. 具体的な対応策

項 目	対応等	備 考
1. 取引最終日の繰延べ対象商品	<ul style="list-style-type: none"> 国債証券先物取引のうち現物先物取引（以下「国債証券現物先物取引」という。） 	<ul style="list-style-type: none"> 左記以外の取引に係る取引最終日の繰延べは行わない。
2. 国債証券現物先物取引に係る取引最終日の繰延べの判断基準	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの場合に該当した場合は、取引最終日を繰り延べる。ただし、取引最終日が到来した限月取引において未決済約定がない場合、その他投資家保護・取引の公正性の確保の観点から繰延措置等が不要と認める場合は、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) システム障害等が発生し、取引最終日が到来した限月取引（ストラテジー取引を除く。）に係る立会において取引を停止した場合で、かつ、午後2時まで取引開始又は再開を行わなかった場合 (2) システム障害等が発生し、取引最終日が到来した限月取引において、午後立会の引けの板寄せに係る取引が成立しなかった場合 	<ul style="list-style-type: none"> 注文状況等によりザラバ引けとなる場合を除く。
3. 国債証券現物先物取引に係る取引最終日の繰延期間	<ul style="list-style-type: none"> 取引最終日を繰り延べた場合の取引最終日は、原則、当初の取引最終日（取引最終日の繰延措置を行った場合における繰延べ前の取引最終日をいう。以下、同じ。）の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下、同じ。）とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 国債証券現物先物取引に係る受渡決済期日は変更しない。 取引最終日を繰り延べた限月取引に係る全ての立会における注文は、注文の有効期間条件に関わらず、当初の取引最終日の午後立会終了時に効力を失う。

項 目	対応等	備 考
4. 国債証券現物先物取引に係る取引最終日を繰り延べた場合の夜間立会の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 取引最終日を繰り延べた場合においても、当該繰延べに係る限月取引の当初の取引最終日以降、当該繰延べに係る限月取引の夜間立会は行わない。 	
5. 国債証券現物先物取引に係る取引最終日を繰り延べた場合の新たな限月取引の開始	<ul style="list-style-type: none"> 繰り延べた取引最終日の翌日に、新たな限月取引を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国債証券現物先物取引については、3限月取引制を維持する。 国債証券先物取引のうち現金決済先物取引（以下「国債証券現金決済先物取引」という。）における新たな限月取引の開始日は、当該限月取引と取引最終日の属する月を同一とする国債証券現物先物取引の開始日と同一とする。
6. 国債証券現金決済先物取引の最終清算数値算出日に係る取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 国債証券現物先物取引の取引最終日を繰り延べる場合であり、かつ、当該国債証券現物先物取引に係る当初の取引最終日（当該日における夜間立会を除く。）において、当該国債証券現物先物取引に係る約定値段がない場合は、当該国債証券現物先物取引と取引最終日の属する月を同一とする国債証券現金決済先物取引の最終清算数値算出日を繰り延べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 最終清算数値算出日の繰延べ後における最終清算数値は、原則として、国債証券現物先物取引の取引最終日を繰り延べた後の当該国債証券現物先物取引に係る最初の約定値段とする。 なお、最終決済期日については、当該最終清算数値が算出された日の翌日とする。

項 目	対応等	備 考
<p>7. 取引最終日の繰延べを行わずに差金決済への移行により対処する対象商品</p> <p>8. 7. の差金決済への移行の判断基準及び最終清算数値に係る取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品先物取引のうち現物先物取引 ・ システム障害等が発生し、取引最終日が到来した限月取引（ストラテジー取引を除く。）に係る立会において取引を停止し、日中立会中に取引を再開することが困難となった場合、日本証券クリアリング機構の定める清算値段を最終清算数値として、差金決済を行う。ただし、取引最終日が到来した限月取引において未決済約定がない場合、その他投資家保護・取引の公正性の確保の観点から当該措置等が不要と認める場合は、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差金決済へ移行した場合、当該現物先物取引の価格を原資産とする限月現金決済先物取引の最終清算数値については、原則として、以下の優先順位のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 当該原資産の現物先物取引に係る取引最終日（当該日における夜間立会を除く。）における最初の約定値段 ② 大阪取引所が定める値段

Ⅲ. 参加者への通知

取引最終日の繰延措置を行う場合及び商品先物取引のうち現物先物取引の未決済約定の最終決済を差金決済で行う場合には、対象取引及びその取扱い等について、あらかじめ取引参加者及び清算参加者に通知する。

以 上